

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2011-519086

(P2011-519086A)

(43) 公表日 平成23年6月30日(2011.6.30)

(51) Int.Cl.

G06Q 50/00 (2006.01)

F I

G06F 17/60 154

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 19 頁)

(21) 出願番号 特願2011-505318 (P2011-505318)  
 (86) (22) 出願日 平成20年4月28日 (2008. 4. 28)  
 (85) 翻訳文提出日 平成22年12月2日 (2010. 12. 2)  
 (86) 国際出願番号 PCT/AU2008/000584  
 (87) 国際公開番号 WO2009/132377  
 (87) 国際公開日 平成21年11月5日 (2009. 11. 5)

(71) 出願人 510285159  
 ダン モニカ メアリー  
 オーストラリア クイーンズランド州 4  
 165 リードランド ベイ ハーバーマ  
 ン ロード 17  
 (74) 代理人 100083138  
 弁理士 相田 伸二  
 (72) 発明者 チバース イアン  
 オーストラリア クイーンズランド州 4  
 000 ブリスベン ワーフ ストリート  
 26 レベル 3

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 多数の訴訟に関連する証拠情報アイテム

(57) 【要約】

本発明は、多数の訴訟手続に関連する証拠の管理等を含む、情報の管理に関する。アイテムを受け取り、これを共通のデータベース(30)に格納した後、該アイテムを所定の関連事件(60、70)と(80)のそれぞれのデータベースに自動的に複写する。関連事件(60、70、80)は、関連事件に特有の情報を格納することが出来る。本発明は、証拠情報アイテムを管理するための、コンピュータシステム、方法、ソフトウェア及びユーザコンピュータに発生させたインターフェイスに関する。

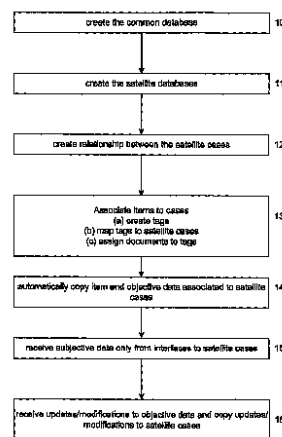


Fig. 1

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

第 1 及び第 2 の手続きに関連する証拠情報の管理を援助する方法において、

(a) 証拠情報のアイテムを受け取り、

(b) 該アイテムが第 1 の手続きに関連しており、かつ第 2 の手続きに関連している旨の表示を受け取り、

(c) 前記アイテムは第 1 の手続きに関連している旨の表示を受け取った場合、該アイテムを、第 1 の手続きの第 1 データストアに格納し、該第 1 データストアは、前記アイテム及び第 1 手続きに特有な第 1 特有データを、該アイテムと関連付ける形で格納することが出来、

(d) 前記アイテムは第 2 の手続きに関連している旨の表示を受け取った場合、該アイテムを、第 2 の手続きの第 2 データストアに格納し、該第 2 データストアは、前記アイテム及び第 2 手続きに特有な第 2 特有データを、該アイテムと関連付ける形で格納することが出来ることを特徴とする方法。

**【請求項 2】**

前記方法は更に、

アイテムの変更又は追加を受け取り、

該アイテムが第 1 の手続きに関連する旨の表示を受け取った場合、該アイテムの変更又は追加を第 1 のデータストアに格納し、

該アイテムが第 2 の手続きに関連する旨の表示を受け取った場合、該変更又は追加を第 2 のデータストアに格納することを特徴とする、請求項 1 記載の方法。

**【請求項 3】**

前記方法は更に、受け取ったアイテム及び表示を第 3 のデータストアに格納することを特徴とする、請求項 1 又は 2 記載の方法。

**【請求項 4】**

前記方法は更に、前記第 1 及び第 2 手続きは前記第 3 データストアに関連している旨の表示を受領し、格納することを特徴とする、請求項 1、2 又は 3 記載の方法。

**【請求項 5】**

前記方法は更に、第 1 の特有データを受け取り、これを前記アイテムに関連付ける形で、第 1 のデータストアに格納し、

第 2 の特有データを受け取り、これを前記アイテムに関連付ける形で、第 2 のデータストアに格納することを特徴とする、前記記載の請求項の内、何れか 1 項記載の方法。

**【請求項 6】**

前記アイテムが手続きに関連している旨の表示を受け取ることは、

1 つのタグを該アイテムに割り当て、

該タグを、前記手続きのデータストアに割り当てることから構成されることを特徴とする、前記記載の請求項の内、何れか 1 項記載の方法。

**【請求項 7】**

証拠情報のアイテムは、音声録音、画像、リンク又はビデオであることを特徴とする、前記記載の請求項の内、何れか 1 項記載の方法。

**【請求項 8】**

前記証拠情報のアイテムは、該アイテムの書誌的データを含むことを特徴とする、前記記載の請求項の内、何れか 1 項記載の方法。

**【請求項 9】**

前記特有データは、コメント、関連争点、該特有データが発見可能かどうか、該データの重要性の表示、その他、関連する訴訟手続きに特別に関連させるために、関連付けた注釈のうち、1 以上を含んでいることを特徴とする、前記記載の請求項の内、何れか 1 項記載の方法。

**【請求項 10】**

前記方法は更に、前記アイテムが関連する手続きのデータベースに格納することが出

10

20

30

40

50

来る旨の表示を受け取り、その後、

ステップ(c)及び(d)を自動的に実行することを特徴とする、前記記載の請求項の内、何れか1項記載の方法。

【請求項11】

コンピュータシステムにインストールすると、前記記載の請求項の内、何れか1項記載の方法に従って前記コンピュータが作動するコンピュータソフトウェア。

【請求項12】

第1の手続き及び第2の手続きに関連する証拠情報の管理を援助するコンピュータシステムにおいて、該コンピュータシステムは、

アイテムを受け取る入力ポート、及び

証拠情報アイテム及び、該アイテムが第1の手続きに関連し、第2の手続きに関連する旨の表示を、格納するデータストアを有し、該データストアは、

アイテム及び、該アイテム及び第1手続きに特有な第1特有データを、該アイテムに関連付ける形で格納する、第1手続きの第1データストア、及び

アイテム及び、該アイテム及び第2手続きに特有な第2特有データを、該アイテムに関連付ける形で格納する、第1手続きの第2データストア、を有し、また、

前記アイテムが前記第1手続きに関連する旨の表示が前記データストアに格納されているかどうかを決定し、格納されている場合には、前記アイテムを第1データストアに格納し、前記アイテムが前記第2手続きに関連する旨の表示が前記データストアに格納されているかどうかを決定し、格納されている場合には、前記アイテムを前記第2データストアに格納する、処理装置から構成されることを特徴とする、コンピュータシステム。

【請求項13】

前記データストアを分散させることを特徴とする、請求項12記載のコンピュータシステム。

【請求項14】

前記コンピュータシステムは、前記証拠情報を安全なユーザグループに提示する、1セットのコンピュータ生成インターフェイスを提供するように作用し、前記第1及び第2データストアは、少なくとも1つのインターフェイスを有していることを特徴とする、請求項12又は13記載のコンピュータシステム。

【請求項15】

第3データストアは証拠情報を格納し、第3データストアに対するインターフェイスは、証拠情報アイテムを受け取るように作用することを特徴とする、請求項14記載のコンピュータシステム。

【請求項16】

第1データストアに対するインターフェイスは、第1特有データを受け取るように作用し、処理装置は、該第1データストアに第1特有データを格納するように作用することを特徴とする、請求項14又は15記載のコンピュータシステム。

【請求項17】

第2データストアに対するインターフェイスは、第2特有データを受け取るように作用し、処理装置は、該第2データストアに第2特有データを格納するように作用することを特徴とする、請求項14、15又は16記載のコンピュータシステム。

【請求項18】

前記第1及び第2データストアに対するインターフェイスは、証拠情報アイテムを受け取るようには作用しないことを特徴とする、請求項14乃至17記載の請求項の内、何れか1項記載のコンピュータシステム。

【請求項19】

第3データストアに対するインターフェイスは、前記アイテム及び手続きにとって特有な、特有データを受け取るようには作用しないことを特徴とする、請求項15乃至18記載の請求項の内、何れか1項記載のコンピュータシステム。

【請求項20】

10

20

30

40

50

前記第3データストアに対するインターフェイスは、前記表示を受け取るように作用することを特徴とする、請求項15乃至19記載の請求項の内、何れか1項記載のコンピュータシステム。

【請求項21】

前記インターフェイスは、ウェブサイト等の、オンラインインターフェイスであることを特徴とする、請求項14乃至20記載の請求項の内、何れか1項記載のコンピュータシステム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

10

この発明は、多数の手続に関する証拠情報アイテムに関する。例えば、本発明は、多数の訴訟手続きにすべて関連する証拠情報を管理することに関するが、これに限定されるものではない。本発明には、証拠情報アイテムを管理するためのコンピュータシステム、方法、ソフトウェア、及びユーザコンピュータに生成されたインターフェイスが含まれている。

【背景技術】

【0002】

調停、裁判事件、法廷尋問等の手続きでは、共通の事実及び/又は共通の争点を共有している場合が多くある。多数の手続きは、それなりに、共通の事実や共通の争点に関連した証拠情報に関する共通アイテムを共有している場合も多い。

20

【0003】

裁判所における訴訟は、複数の事件が同時に係争中であることがある。例えば、特許権者が、それぞれ異なる3者に対して、別々の侵害訴訟を提起することがある。これらの事件は、証拠情報のアイテムによってそれぞれ立証され、また、反証を挙げる一連の事実及び争点を共有している。例えば、特許権者は、3件すべての手続きの際に、特許自体の複写や、クレーム構成に関する専門家による証拠に言及する。

【発明の概要】

【課題が解決しようとする手段】

【0004】

第1の発明は、第1及び第2の手続きに関連する証拠情報の管理を援助する方法において

30

(a) 証拠情報のアイテムを受け取り、

(b) 該アイテムが第1の手続きに関連しており、かつ第2の手続きに関連している旨の表示を受け取り、

(c) 前記アイテムは第1の手続きに関連している旨の表示を受け取った場合、該アイテムを、第1の手続きの第1データストアに格納し、該第1データストアは、前記アイテム及び第1の手続きに特有な第1特有データを、該アイテムと関連付ける形で格納することが出来、

(d) 前記アイテムは第2の手続きに関連している旨の表示を受け取った場合、該アイテムを、第2の手続きの第2データストアに格納し、該第2データストアは、前記アイテム及び第2の手続きに特有な第2特有データを、該アイテムと関連付ける形で格納することが出来ることを特徴とする。

40

【0005】

前記方法は、アイテムの変更又は追加を受け取り、

該アイテムは第1の手続きに関連する旨の表示を受け取った場合、該アイテムの変更又は追加を第1のデータストアに格納し、

該アイテムが第2の手続きに関連する旨の表示を受け取った場合、該変更又は追加を第2のデータストアに格納することを特徴とする。

これらの格納ステップは自動的に行って良い。

【0006】

50

前記方法は、更に、受け取ったアイテム及び表示を第3のデータストアに格納することを特徴とする。前記方法は更に、前記アイテムは関連する手続きのデータストアに格納することが出来る旨の表示を受け取り、(即ち、公開し)その後、

ステップ(c)及び(d)を自動的に実行することを特徴とする。

【0007】

前記方法は、更に、前記第1及び第2の手続きは前記第3データストアに関連している旨の表示を受領し、格納することを特徴とする。

【0008】

前記方法は、更に、第1の特有データを受け取り、これを前記アイテムに関連付けられた第1のデータストアに格納し、

第2の特有データを受け取り、これを前記アイテムに関連付けられた第2のデータストアに格納することを特徴とする。

【0009】

前記アイテムが手続きに関連している旨の表示を受け取ることは、

1つのタグを該アイテムに割り当て、

該タグを、前記手続きのデータストアに割り当てることから構成することを特徴とする。

【0010】

前記方法は、更なるタグを前記アイテムに割り当てることを特徴とする。証拠情報のアイテムには、音声録音、画像、ビデオ、リンク、マップ、計画、図、又は写真が含まれるが、これに限定されるわけではない。

【0011】

前記証拠情報のアイテムは、該アイテムの書誌的データを含む場合がある。

前記手続きは、訴訟手続きの場合もある。

【0012】

前記特有データには、コメント、関連争点、該特有データが発見可能かどうか、該データの重要性の表示、その他、関連する訴訟手続きに特別に関連させるために、関連付けた注釈が含まれている。

【0013】

第2の発明では、コンピュータシステムにインストールすると、該コンピュータを上記記載の方法に従って作動させるコンピュータソフトウェアが提供される。

【0014】

第3の発明では、第1の手続き及び第2の手続きに関連する証拠情報の管理を援助するコンピュータシステムにおいて、該コンピュータシステムは、

アイテムを受け取る入力ポート、及び

証拠情報アイテム及び、該アイテムが第1の手続きに関連し、第2の手続きに関連する旨の表示を、格納するデータストアを有し、該データストアは、

アイテム及び、該アイテム及び第1手続きに特有な第1特有データを該アイテムに関連して格納する、第1手続きの第1データストア、及び

アイテム及び、該アイテム及び第2手続きに特有な第2特有データを該アイテムに関連して格納する、第1手続きの第2データストア、から構成され、また、

前記アイテムが前記第1手続きに関連する旨の表示が前記データストアに格納されているかどうかを決定し、格納されている場合には、前記アイテムを第1データストアに格納し、前記アイテムが前記第2手続きに関連する旨の表示がデータストアに格納されているかどうかを決定し、格納されている場合には、前記アイテムを前記第2データストアに格納する処理装置から構成されることを特徴とする。

【0015】

前記データストアを分散させることができる。処理装置を分散させる形で、該コンピュータシステム自体を分散させることができる。

【0016】

10

20

30

40

50

前記コンピュータシステムは、前記証拠情報を安全なユーザグループに提示する、1セットのコンピュータ生成インターフェイスを提供し、各データストアは、少なくとも1つのインターフェイスを有している。

【0017】

第3データストアに対するインターフェイスは、証拠情報アイテムを受け取るように作用する。

【0018】

前記第1データストアに対するインターフェイスは、第1特有データを受け取るように作動し、処理装置は、第1データストアに第1特有データを格納するように作動する。

【0019】

第2データストアに対するインターフェイスは、第2特有データを受け取るように作動し、処理装置は、該第2データストアに第2特有データを格納するように作動する。

【0020】

前記第1及び第2データストアに対するインターフェイスは、証拠情報アイテムを受け取るようには作動しない。

【0021】

第3データストアに対するインターフェイスは、前記アイテム及び手続きに特有な、特有データを受け取るようには作動しない。第3データストアに対するインターフェイスは、前記表示を受け取るように作用する。

【0022】

前記インターフェイスは、ウェブサイト等の、オンラインインターフェイスでもよい。

【発明の効果】

【0023】

関連する手続きを同時に管理し、進行させることは、その性質により、別々の仕事である。本発明の利点は、全ての手続きに共通な証拠を管理する手間を減らせることである。本発明の少なくとも1つの実施例の利点は以下の点を含んでいる。

【0024】

データの保全性 - 証拠情報のアイテム及び書誌的データの集約により、データの精度が優秀レベルに達する。管理されたlookupフィールドを使用することにより、データ取得工程が、非常に高いレベルで管理することが出来、データ入力の手間を集中監視することにより、高いレベルでの標準化を達成させることが出来る。また、本発明は、データが更に進化するにつれて、種々の手続き用データベースに亘り、データの入出力を繰り返す必要性を少なくする際に役立つ。

【0025】

人的資源 - 共通の書類に関して、データや分析を一旦入力するだけで、多数の手続きに亘って利用することが出来るので、データ取得の手間にかかる、法律家及びパラリーガル等の人的資源を削減することが出来る。技術的な観点から、データの入出力は、前記工程により省略されたもの以外で済み、手間を最小限に抑えられる。

【0026】

時間 - 共通の書類に関して、データや分析を一旦入力するだけで多数の手続きに亘って利用することが出来るので、データ取得にかかる時間を削減することが出来る。また、多数の事件をサポートする技術的手間を削減することが出来る。

【0027】

費用 - 手続きデータベースの進化に費やす時間や資源を削減すると、費用が大幅に免除される。

【図面の簡単な説明】

【0028】

発明の一例を、添付した図面を参照して説明する。

【図1】図1は、本発明の簡略化したフローチャートである。

10

20

30

40

50

【図 2】図 2 は、本発明によるコンピュータシステムの概略図である。

【図 3】図 3 は、本発明で使用するデータベースに対するインターフェイスの一例である。

【図 4】図 4 は、本発明で使用するデータベースに対するインターフェイスの一例である。

【図 5】図 5 は、本発明で使用するデータベースに対するインターフェイスの一例である。

【図 6】図 6 は、本発明で使用するデータベースに対するインターフェイスの一例である。

【図 7】図 7 は、本発明で使用するデータベースに対するインターフェイスの一例である。

10

【図 8】図 8 は、本発明で使用するデータベースに対するインターフェイスの一例である。

【図 9】図 9 は、本発明で使用するデータベースに対するインターフェイスの一例である。

【発明を実施するための形態】

【0029】

本実施例では、訴訟事件、調停、その他会合や交渉等の、多数の手続きは、1 以上の手続きと、なんらかの形で多量の証拠情報を共有している。これら手続きをここでは「サテライト事件」と呼ぶことにする。

20

各証拠情報は 2 種類の情報を有している。

1. 実際の情報に基づいた客観的情報
2. 証拠情報が事件の特有な部分にどのように関連するかに関する事件特有データ

【0030】

本実施例では、複数のサテライト事件間では、証拠情報のアイテム及びこれに関連する客観的情報を共有しており、ここではこれを「共通証拠」と呼ぶことにする。証拠情報のアイテムの一例としては、書類自体の複写が挙げられる。客観的情報は、通常書誌的なものであり、

特有な識別名

考えうる種類のセットから選択した書類の種類

30

書類は原本か複写か

書類の日付

どの相手方又はどの組織に関連したものであるか

書類は「公開された」かどうか（下記に詳細に述べる）

の情報を含む。

【0031】

事件特有データは、共通証拠の一部ではなく、共有しない。事件特有データは、書類にあてがわれた争点、書類及びコメントの重要度、書類に対する注釈等が、例として含まれる。

【0032】

40

本実施例では、多数の手続きの証拠情報を格納し、管理するためにコンピュータシステム及びソフトウェアを使用して、本発明を実行する。

【0033】

サテライト事件及び共通証拠を作り、管理する方法を、図 1 のフローチャートに従って、また、コンピュータシステムは、概略的に示した図 2 に従って説明する。

【0034】

最初に、共通証拠に依存しているサテライト事件同士を連結し、該共通証拠を格納する装置を作らなければならない - 10。

【0035】

この実施例では、1 組のサテライト事件に共通するすべての書類を格納することにな

50

るデータベース30を、サーバ40に接続した形で作る。このデータベース30を「共通ケース」と呼ぶ。共通ケース30の構造は、1グループの相互に関連した複数の事件において中心的な要素となっている。この構造は、サテライト事件と類似している（下記参照）。共通ケース30は、中心的な要素として作用することが出来るために、追加的な構造や機能性を有している。これと同時に、共通ケースは客観的データだけを受け入れ、格納することが出来る（事件特有データは受け入れないし、格納しない）ことで機能性が制限されている。共通ケースは、メタデータのパブリケーション/アップデートを1以上のサテライト事件に分配している。共通ケース30には、より広範な関連事件のグループの一部である全ての書類の客観的なメタデータが含まれており、また、該共通ケース30は、ユーザ名、パスワード、グループメンバー等の、証拠とならない他のデータの唯一のデータエントリーポイントを提供している。

10

**【0036】**

セットアップを助けるために、他の標準的事件でスクリプトを実行することにより、共通ケースの機能性が追加されたり、制限されたりし得る。

**【0037】**

本実施例においては、共通ケース30の証拠書類及び客観的データはすべて1つのデータベースに格納される。このデータベース30は、図示しない分散データベースになりうる。共通ケース30は、サーバ40に接続されており、サーバ40はまた、インターネット50に接続されている。このように、共通ケース30のコンテンツには、インターネット50に接続していることにより、遠隔的にアクセス可能である。

20

**【0038】**

次に、サテライト事件をつくる - 11。サテライト事件は、関連する事件の一部のグループとなるデータベースであり、該データベースは、機能的には主観的データ分析タスクに限定されている。サテライト事件は、単一の共通ケース30から証拠アイテム及び客観的データを受け取る。共通ケース内で、タグと事件を関連付けること（タグ - 事件間マッピング）により、サテライト事件内に含まれる書類を決める（下記参照）。サテライト事件は、共通ケース30と同一の或いは異なるサーバ上に別々のデータベースとしてつくられる。サテライト事件用のデータベースをここでは、「サテライト事件」と呼ぶ。

**【0039】**

本実施例では、3つのサテライト事件、「サテライト1」60、「サテライト2」70及び「サテライト3」80がつくられる。サテライト1 60及びサテライト3 80は、サーバ88に接続されており、また、サーバ88は、インターネット50に接続されている。このインターネット50接続を使用して、これらサテライト事件60及び80は、共通証拠を受け取ることが出来る。サテライト事件70は、サーバ40に接続されており、該サテライト事件70は、両者に共通に接続しているサーバ40を使って、共通ケース30の共通証拠を受け取ることが出来る。

30

**【0040】**

この3つのサテライト事件60、70、80は、共通ケースに関連するものとして、相互にリンクしており、これにより、これらはグループとして機能する - 12。これは、図3に示すように、共通ケース30用のインターフェイスで実行される。本実施例においては、ユーザは、サーバ40に直接接続されたパーソナルコンピュータ90を使ってインターフェイスにアクセスする。別の選択肢としては、インターネット50接続を使って、インターフェイスを遠隔的に見ることが出来る - 56。このインターフェイスは、共通ケースの管理オプション用インターフェイスであり、特に、モジュール「事件セットアップ」62に関連した管理オプション用インターフェイスである。ここから、「サテライト事件」64と表示されたアイコンを選択すると、インターフェイス66の右側に表示するように、利用できる全ての事件のリストが提供される。このリストは、サーバ40に直接リンクした事件に制限されることもあり、或いは、インターネット50を使用してサーバ40に接続したサテライト事件の調査を含んでいることもある。サテライト事件、サテライト1 60用のボックス68に入れたチェック印で示すように、目下最新の共通ケースに

40

50

リンクした事件が前もって選択されている。本実施例においては、1つのサテライト事件は、1グループの関連する事件の一部を構成するのみである。従って、これらの事件が既に、関連した事件の異なる共通証拠グループの一部である場合には、これらの事件は、ディスプレイには現れない。

#### 【0041】

サテライト事件にリンクを確立すると、必要なデータベース構成を用いて、共通ケース及びサテライト事件間で共同配信を可能にする形で、選択したサテライト事件がセットアップされることになる。ここで共同配信（シンジケーション）とは、発表すること、若しくは、多数のシステム間で同時に発表すること目的として提供することを指す。

#### 【0042】

この機能を実行すると、サテライト事件が、ユーザから、該サテライト事件に主観的なデータだけを受け取り、格納するように設定される。これを、ここでは「主観的分析モード」と呼ぶ。これは、サテライト事件に対して客観的なデータは、共通ケース30からの受け取りは除いて、受け取ることが出来ないという意味である。ここでは、これを「客観的分析モード」と呼ぶ。

#### 【0043】

最新の共通ケースとサテライト事件間のリンクを作るために、ユーザは、所望の事件のとなりにあるチェックボックスをチェックし、これに続きアップデートボタン88をクリックする。この実施例においては、3つ全てのサテライト事件60、70、80がリンクされている。

#### 【0044】

次に、アイテムを1以上のサテライト事件13に関連付けるためにタグを作成する。最初に、タグを作らなければならない - 13(a)。タグは、何らかの共通のものを有しており、何らかの関連性を有している、1グループの証拠情報を示している。タグを使うことは、調査結果をセーブし、或いは関連するアイテムを1つのセットにまとめるためには良い方法である。ここで、タグをサテライト事件と関連付ける（マッピングする）ことにより、共通ケースアーキテクチャーの一部となる。このタグにより、証拠情報がどのように割り当てられているかが明確になる。タグ階層を管理するために、シンプル、ロジカル、イージーを選択すると、証拠情報がサテライト事件間で、どのように割り当てられているかが一見してわかるようになる、一助となり得る。

#### 【0045】

書類が如何にサテライト事件にマッピングされているかを示すためにタグ階層を論理的に構成する方法はたくさんあり、最も適した構造を明らかにして、適用すべきである。

#### 【0046】

サテライト事件のマッピングを想定するタグは、共通ケースのタグだけではないこともある。このため、本実施例では、図4に示すように、「サテライト」92と呼ばれるレベル1のタグを作成し、該タグは、個々のサテライトの事件/タグ間マップ全てを格納することが出来る。この親タグの下には、サブタグ94を各サテライト事件用につくる。

#### 【0047】

このタグ階層をより多くの別個の書類の束に更に分解すると役立つ場合がある。役にたつカテゴリーの例は、

- ・この事件にだけ関係する書類
- ・多数の事件に共通するが、すべての事件に共通ではない書類
- ・論理上のグループに分類された書類である。

また、「全てに共通」と呼ばれるタグを、あらゆるサテライト事件に共通な全ての書類から構成する形でつくと好ましい場合もある。

#### 【0048】

重要な目的は、ユーザが簡単に理解することが出来るタグ階層を提供することであり、特定のサテライト事件にどの書類が属するのか、与えられた書類を含んでいるのはどの特定の事件かをはっきりと識別することが出来ることである。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 4 9 】

事件とは関係の無い残りのタグをつくり、共通データベース内にある書類を簡単に分類するために使用する。例えば、タグを各ユーザ毎に作成する形で、これらタグをデータ入力目的に使用することが出来る。

## 【 0 0 5 0 】

一旦各サテライト事件用のタグを確立すると、指定サテライト事件と対応するタグ間のマッピングが作られる - 13(b)。サテライト事件と1セットのタグを関連付ける目的は、該事件にマッピングされる書類を明確に示すことである。より簡単な言葉で言い換えると、タグとサテライト事件を関連付けることは、タグ「A」と付いた書類は、サテライト事件「A」に属すると言うことに等しい。

10

## 【 0 0 5 1 】

図5に言及すると、共通ケース管理インターフェイス上にある事件マッピングモジュール100をクリックすると、ステップ12でサテライト事件として選択された事件及びステップ13(a)から共通ケース内にあるタグ110が現れる。この画面から1つのケースを選択して複数のタグに該事件を割り当てるか、又は、1つのタグを選択して複数の事件にタグを割り当てる。

## 【 0 0 5 2 】

事件マッピングモジュールを開くために、事件セットアップタブの下にある事件マッピング100をクリックする。

## 【 0 0 5 3 】

1つのサテライト事件を1以上のタグに関連付けするために、左上部にある事件セクション102中でタグに割り振りたい事件をクリックする。ここでは、「サテライト1」103を選択する。これにより、利用できるタグが、図6に示すように割り当て部104に表示されるが、このタグには、選択した事件に既に割り当てられたタグも含まれている。事件と関連付けすべきタグにチェックを入れ、適用ボタン106をクリックする。

20

## 【 0 0 5 4 】

サテライト事件「サテライト2」、「サテライト3」のためにこれを、要求に応じて繰り返すことが出来る。

## 【 0 0 5 5 】

これに変えて、又はこれに加えて、タグにサテライト事件を関連付けることができる - 13(b)。図7に言及すると、1つのタグに1以上のサテライト事件を関連付けるためには、左側下部のタグ部110において、事件に割り当てたいタグをクリックする。これにより、利用可能な事件が表示されるが、この事件には、割り当て部で選択したタグに既に割り当てた事件も含まれている。該タグに関連付けるべき事件にチェックを入れ、適用106ボタンをクリックする。

30

## 【 0 0 5 6 】

次に、特定のサブタグ(或いはタグ)を、対応するサテライト事件の一部となる書類全てに割り付ける - 13(c)。サーバ40は、CDドライブにより、若しくはインターネット50を介して、インポートで書類を受け取り、これを共通データベース30に格納する。

40

## 【 0 0 5 7 】

(i) 現在の共通ケースに関して、グループをなす関連事件の一部である事件を規定し、(ii) マッピングにふさわしいタグ階層を作り、(iii) 関連タグを、これに対応するサテライト事件に割り付けると、書類にこれらタグをタギングすることが出来、自動シンジケーション及び複製処理が始まる。

## 【 0 0 5 8 】

これは、図8に示され、ここでは証拠のアイテムが選択されている。アイテムに関連付けることが出来る可能なタグもまた示される。ここではタグ「サテライト1」を選択して、このタグにこのアイテムを割り当てる。これを全ての書類に対して繰り返す。ここでは、多数の書類に対して同時にタグを割り当てることが出来る。

50

## 【 0 0 5 9 】

共通ケースの書類をサテライト事件に複製させるためには、一定の作用、条件及び環境が条件に合う必要がある。次の条件が、書類をサテライト事件にシンジケートするに際して必要である。

- ・ サテライト事件を、現在の共通ケースの一部になるように選択しなければならない。
- ・ サテライト事件を、少なくとも1つのタグにマッピングし/関連付けなければならない。
- ・ これらマッピングを行ったタグの内、少なくとも1つタグに対して書類をタグgingしなければならない。
- ・ 書類を「公開」しなければならない。

10

## 【 0 0 6 0 】

書類をサテライト事件にシンジケートするには、2つの方法がある。

1. サテライト事件に関連付けたタグに、書類を割り当て、その後、主観的考察のために書類を公開する。
2. 主観的考察のために書類を公開し、その後、サテライト事件に関連付けたタグに書類を割り当てる。

## 【 0 0 6 1 】

どちらの方法を用いても、この条件を満たすと、自動トリガーにより、アイテム及び該アイテムの客観的データを、既に書類を割り当てた全てのサテライト事件に複製する。その後、該書類は、サテライト事件内で、主観的考察をするにあたり利用できるようになる - 15。

20

## 【 0 0 6 2 】

こうして、共通ケース、サテライト事件及びタグが作られ、該構成を使って、証拠情報をシェアすることが出来る。

## 【 0 0 6 3 】

共通の証拠アーキテクチャー内では、共通ケースは、全ての書類に関して唯一のデータ入力ポイントになるように設計されている。情報は事実に関するものであり、意見に左右されず、それ故、該情報は事件間で変化することが無いため、データ入力がただ1つだけというのは適当である。サテライト事件は、共通ケースからこのデータのパブリケーションを受け取るので、サテライト事件内で客観的データを修正するための便宜は無い。本実施例においては、証拠アイテム及び主観的データの複製だけが全体にわたって複製される。証拠情報に関連するその他の情報、例えば、書類に割り当てられたタグの詳細は、複製されない。

30

## 【 0 0 6 4 】

客観的データに修正が必要な場合には、共通ケースで変更を実行しなければならない - 16。これらの変更は、タグに基づいて適宜、各サテライト事件に自動的に適用される。この工程により、客観的データは全ての事件に亘って確実に完全なものとなる。

## 【 0 0 6 5 】

フォルダ内の書類が、既に1以上のサテライト事件にマッピングされたタグに対してタグgingされていれば、関連フォルダを公開すると、書類はサテライト事件にシンジケートされる。

40

## 【 0 0 6 6 】

しかしながら、該書類が1以上のサテライト事件にマッピングされたタグに対してタグgingされていなかった場合には、フォルダを公開した後、フォルダに対して、関連するサテライトタグを割り当てる必要がある。

## 【 0 0 6 7 】

書類が公開されるまでは、該書類はサテライト事件の一部ではない。上述したように、フォルダを公開すれば、書類は公開することが出来る。しかしながら、単一の書類を公開する必要があるかもしれない(例えば、新しい書類をフォルダに付け加える際、あるいは

50

は、現存する書類が複数の書類に分かれている場合等)。

【0068】

図8の400に示すように、公開フィールドの値を「Yes」に設定することにより、単一の書類の公開が達成される。

【0069】

サテライト事件に対するインターフェイスを使用して、主観的データを追加することが出来る - 15。この実施例では、図9に、サテライト事件1用のインターフェイスが示されている。このインターフェイスを使い、サテライトデータベース60に複写した証拠アイテムを見ることが出来る。また、このインターフェイスを使って、コメントし、書類に注釈をつけ、特にサテライト1に関連する問題点を明らかにする等の、主観的データを 10  
入力し、データベース60に格納することが出来る。この主観的情報は、共通データベース30や、当該証拠の複写を別に格納するデータベース70等の、どんなデータベースにも複写しない。図9は、主観的情報の一例である、この書類に関するコメント410が示されている。この書類を共通データベース30に対するインターフェイスを使用して見ると、このコメントは見ることは出来ない。

【0070】

注意すべき重要なことは、書類に関する客観的データは、このサテライトインターフェイスを使って修正することはできないことである。

【0071】

サテライト事件にマッピングした書類が「公表」されない場合には、該書類はこのインターフェイスからは視認できない。 20

【0072】

サテライト2及び3に対するインターフェイスは、それぞれが自分のデータベースに言及する形で、サテライトインターフェイス1と同様に作用する。

【0073】

当業者であれば、広範に亘って言及した発明の範囲を逸脱しない限り、特定の実施例に示された発明に種々の変更及び/又は変形を加えることができると理解する。

【0074】

共通ケースとサテライト事件とのリンクを確立する工程は、該リンクを非作動化することにより取り消すことが出来る。リンクを非作動化しても事件データは移動しないし、 30  
変更されないが、事件を非作動化している間は、共通ケースからのアップデートは受け付けない。

【0075】

本発明の方法のうち、いくつかのステップは、その順番は重要ではない。例えば、ある書類を他のサテライト事件へ自動的に複写し始めた後、サテライト事件を追加することができる。

【0076】

インターフェイスは、ユーザ名及びパスワードで管理されており、この場合、ユーザには、異なるレベルのアクセスがもたらされる。例えば、共通ケースに関して設定を変更できるのは全員ではない。 40

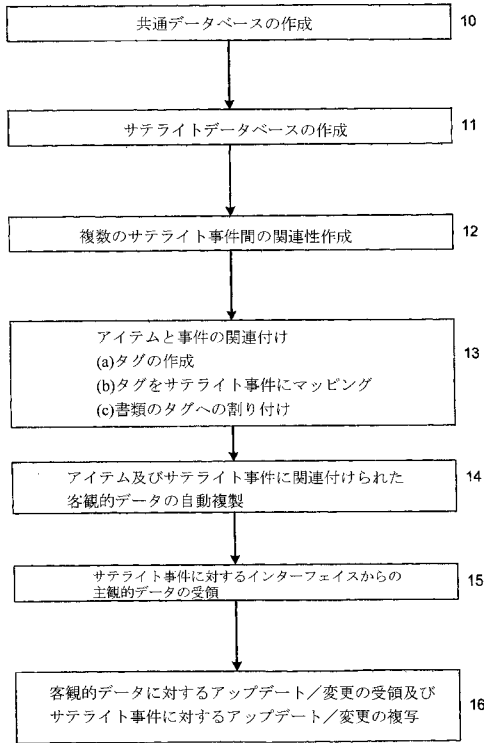
【0077】

他の実施例においては、サテライト事件に対するインターフェイスは、サテライトデータベースに書類を直接入力することが出来る。この場合には、サテライト事件のインターフェイスを使用すると、サテライトデータベースに直接入力した書類上に客観的データが入力されるだけであり、共通データベースから複写された書類上には入力されない。これは、サテライト事件の各アイテム毎に、該アイテムの出所を表すフラグを設定することにより達成することが出来る。

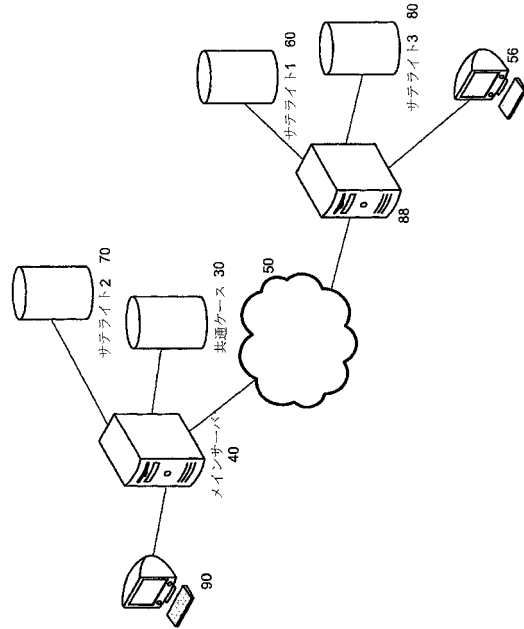
【0078】

それ故、本実施例は、あらゆる面に関して、例示のものであり、これに限定されないと解釈される。 50

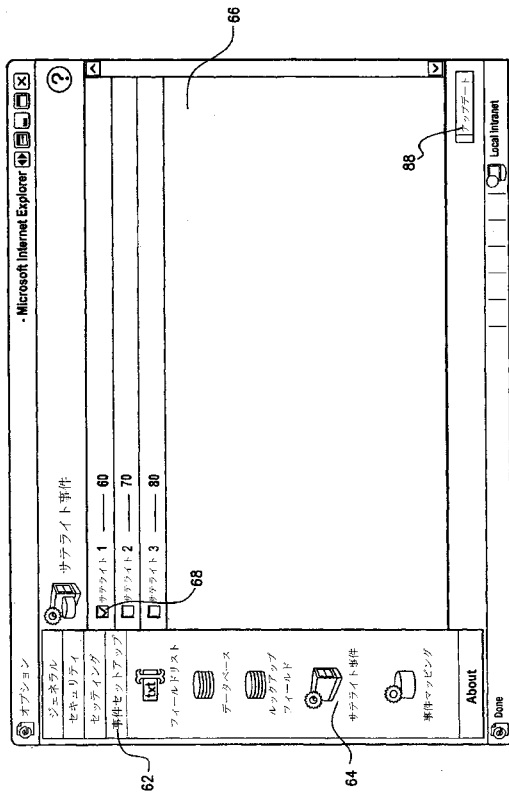
【 図 1 】



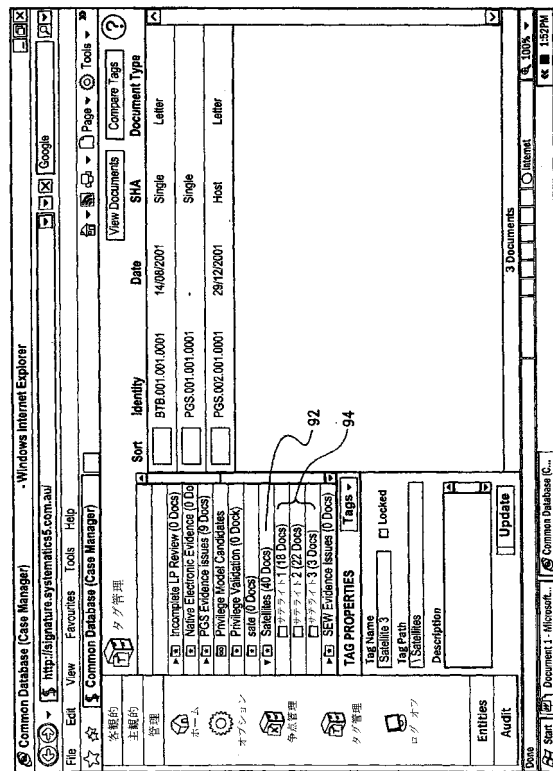
【 図 2 】



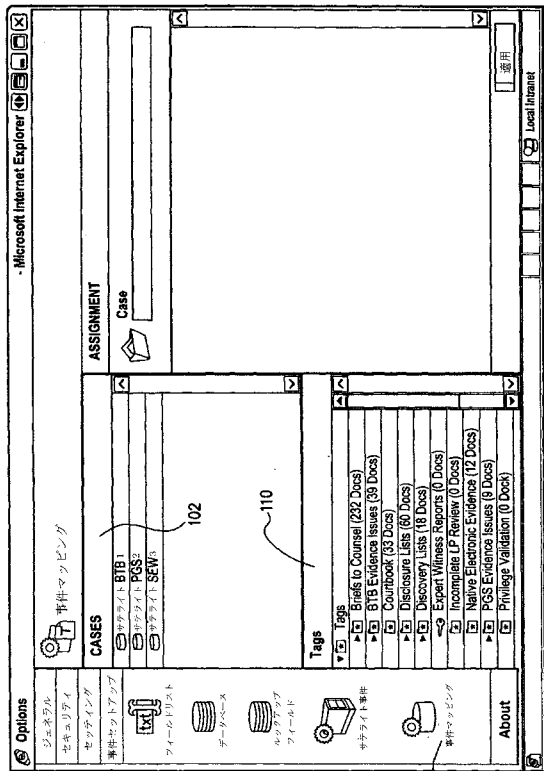
【 図 3 】



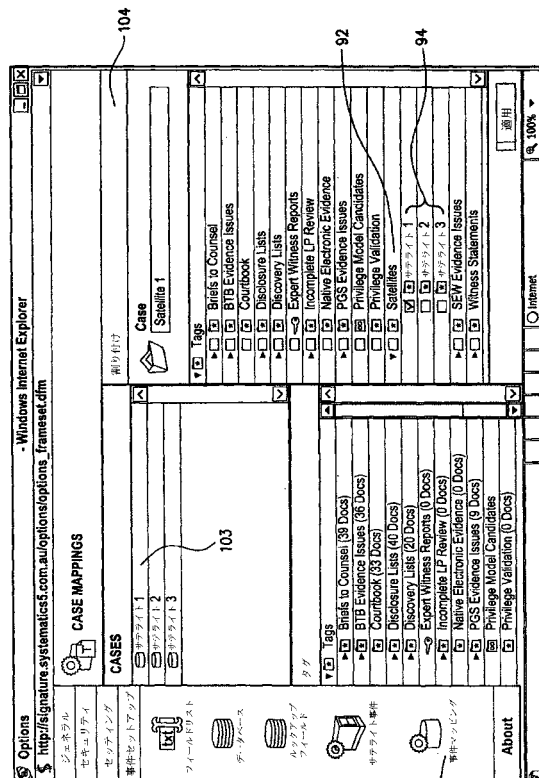
【 図 4 】



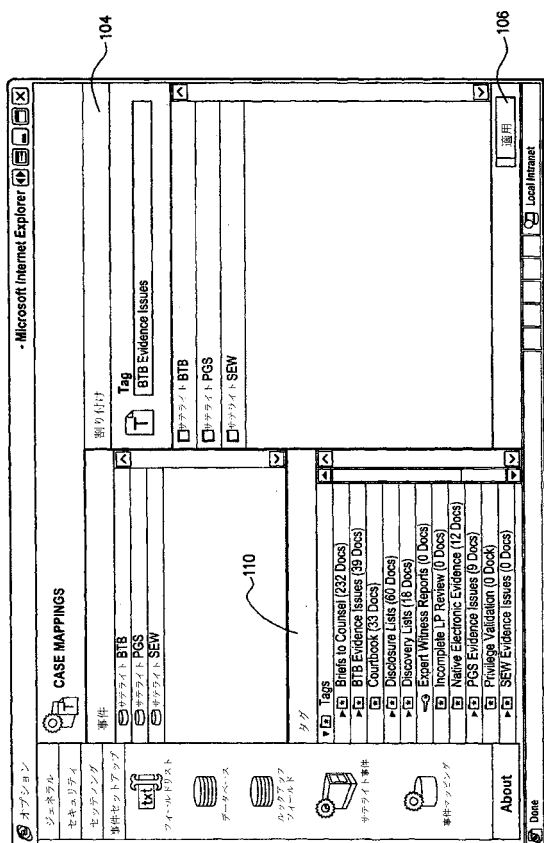
【 5 】



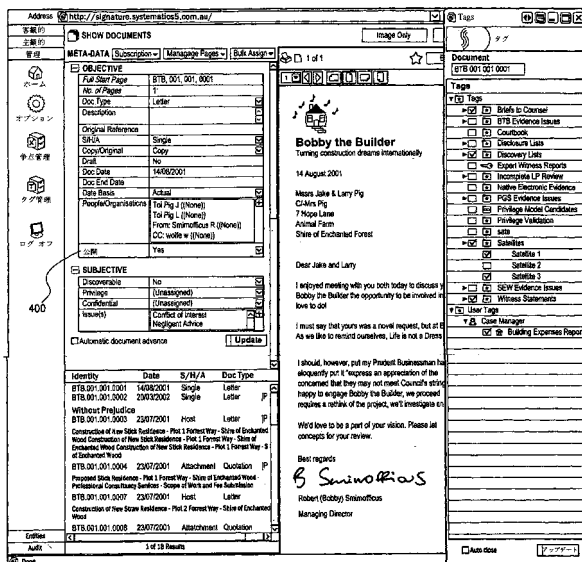
【 6 】



【 7 】



【 8 】



【 9 】

Address: http://signature.systems@pc5.com.au/

Document ID: BTB 001 001 0001

Document Name: BTB 001 001 0001

Document Category: General

Document Page: 1 of 1

Document Date: 14/08/2001

Document Status: Actual

Document Author: Case Manager

Document Date: 20/7/2007

Document Comment: Expression of concern re Building Approval requirements in letter, were there any verbal expressions of concern we don't know about yet?

Document Author: Carwell

Document Date: 20/7/2007

Document Comment: The meeting referred to is documented in BTB0010010013

Document Author: Case Manager

Document Date: 20/7/2007

Document Comment: I would love to be a part of your vision. Please let me know if you'd like us to begin putting together some concepts for your review.

Document Author: Robert (Bobby) Scrimshaw

Document Date: 23/07/2001

Document Comment: Best regards

Document Author: Robert (Bobby) Scrimshaw

Document Date: 23/07/2001

Document Comment: Managing Director

Identity	Date	S/H/A	Doc Type
BTB 001 001 0001	14/08/2001	Single	Letter
BTB 001 001 0002	20/03/2002	Single	Letter
BTB 001 001 0003	23/07/2001	Single	Letter
BTB 001 001 0004	23/07/2001	Single	Quotation
BTB 001 001 0007	23/07/2001	Single	Letter
BTB 001 001 0008	23/07/2001	Single	Quotation

Subjective Management: 1 of 24 Results

Auto: Trusted sites

## 【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/AU2008/000584
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int. Cl. <i>G06Q 50/00</i> (2006.01) <i>G06F 17/30</i> (2006.01) According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) DWPI (keywords: evidentiary information, legal documentation management, multiple datastores, distributed databases, multiple proceedings, litigation support, courtroom tool, litigation technology, hierarchical databases, network databases and similar words) Internet/ Google: keywords as above		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	Hierarchical and Network Databases. Article [Online]. Web Developer's Virtual Library. 16 August 1998. [Retrieved on: 2 July 2008]. Retrieved from the Internet: <URL: <a href="http://www.wdvl.com/Authoring/DB/Intro/heirarchical_databases.html">http://www.wdvl.com/Authoring/DB/Intro/heirarchical_databases.html</a> >. Whole document	1-21
Y	US 2005/0166139 A1 (PITTMAN ET AL) 28 July 2005; Whole document	1-21
Y	US 2002/0173975 A1 (LEVENTHAL) 21 November 2002; Whole document	1-21
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "I" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 03 July 2008		Date of mailing of the international search report 10 JUL 2008
Name and mailing address of the ISA/AU AUSTRALIAN PATENT OFFICE PO BOX 200, WODEN ACT 2606, AUSTRALIA E-mail address: pct@ipaaustralia.gov.au Facsimile No. +61 2 6283 7999		Authorized officer Lejla Abaz AUSTRALIAN PATENT OFFICE (ISO 9001 Quality Certified Service) Telephone No : (02) 6225 6137

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/AU2008/000584
C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	US 2005/0240578 A1 (BIEDERMANN, SR. ET AL) 27 October 2005; Whole document	1-21
Y	US 2007/0005637 A1 (JULIANO ET AL) 4 January 2007; Whole document	1-21
	(The Y document <i>Hierarchical and Network Databases</i> is to be combined with any of the remaining Y documents)	

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

Information on patent family members

International application No.

**PCT/AU2008/000584**

This Annex lists the known "A" publication level patent family members relating to the patent documents cited in the above-mentioned international search report. The Australian Patent Office is in no way liable for these particulars which are merely given for the purpose of information.

Patent Document Cited in Search Report	Patent Family Member
US 2005/0166139	NONE
US 2002/0173975	NONE
US 2005/0240578	NONE
US 2007/0005637	NONE

Due to data integration issues this family listing may not include 10 digit Australian applications filed since May 2001.

END OF ANNEX

---

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW